

第 17 期 第 3 回 福岡県情報公開審査会の概要

1 開催日時	平成30年11月26日(月) 10時00分～11時40分
2 開催場所	県庁行政棟 特9会議室
3 出席者の氏名等	吉村敏幸会長、相澤直子委員、坂井猛委員、谷口美香委員、馬場明子委員、三浦邦俊委員、柳井圭子委員
4 会議に付した事案の件名	<p>議題</p> <p>(1) 障がい福祉サービス等に関する居宅介護申請却下決定処分への審査請求裁決書以外の文書の部分開示決定処分に対する審査請求(障がい福祉課)</p> <p>(2) 障がい福祉サービス等に関する居宅介護申請却下決定処分への審査請求裁決書の部分開示決定処分に対する審査請求(障がい福祉課)</p> <p>(3) 相談カードの非開示決定処分に対する審査請求(公安委員会)</p> <p>(4) 警察法第79条に基づく苦情の申出の受理業務を警察が法的根拠なく行うことができる根拠に係る文書の非開示決定処分に対する審査請求(公安委員会)</p> <p>(5) 審査請求に関する作成文書の非開示決定処分に対する審査請求(障がい福祉課)</p>

議事の概要

1 審査

- (1) 障がい福祉サービス等に関する居宅介護申請却下決定処分への審査請求裁決書以外の文書の部分開示決定処分に対する審査請求(障がい福祉課)

第16期第12回審査会から継続審査してきた標記の事案について、答申案の審査を行い、答申を決定した。

- (2) 障がい福祉サービス等に関する居宅介護申請却下決定処分への審査請求裁決書の部分開示決定処分に対する審査請求(障がい福祉課)

第16期第12回審査会から継続審査してきた標記の事案について、答申案の審査を行い、答申を決定した。

- (3) 相談カードの非開示決定処分に対する審査請求(公安委員会)

第16期第14回審査会から継続審査してきた標記の事案について、答申案の審査を行い、答申を決定した。

(4) 警察法第79条に基づく苦情の申出の受理業務を警察が法的根拠なく行うことができる根拠に係る文書の非開示決定処分に対する審査請求（公安委員会）

平成30年8月9日に実施機関から諮問された標記の事案について、事務局から概要説明がなされ、審査請求人と実施機関の主張整理を行った。

本案件については次回、引き続き審議を行うこととした。

(5) 審査請求に関する作成文書の非開示決定処分に対する審査請求（障がい福祉課）

平成30年8月9日に実施機関から諮問された標記の事案について、事務局から概要説明がなされ、審査請求人と実施機関の主張整理を行った。

本案件については次回、引き続き審議を行うこととした。

※ 答申については、「福岡県情報公開審査会答申」のページをご覧ください。